(2)　凍結状態のG47Δ溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2レベルの実験室（以下「P2実験室」という。）内の安全キャビネット内で行う。G47Δ希釈溶液の保管は、P2実験室内の保冷庫又は冷凍庫において行う。

なお、G47Δ希釈溶液又はその凍結品を開放系区域を通って他の区域に運搬する必要がある場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(3)　G47Δ溶液（希釈溶液を含む。）を廃棄する際には、ウイルスの不活化（高圧蒸気滅菌処理又は70%イソプロパノール、70%から90%までのエタノール、0.2%次亜塩素酸ナトリウム、10%ポビドンヨード、0.1%から0.5%までのグルコン酸クロルヘキシジン及び0.05%から0.2%までの塩化ベンザルコニウム等の消毒薬（以下単に「消毒薬」という。）処理による。以下同じ。）を行った後、東京大学医学部附属病院で定められた医療廃棄物管理規程（以下単に「医療廃棄物管理規程」という。）に従い廃棄する。

(4)　P2実験室内の安全キャビネット内でG47Δ希釈溶液を専用のシリンジに充填し、それを二重に密閉し、環境中への拡散防止措置を適切に執った手術室（以下単に「手術室」という。）に運搬する。

(5)　被験者に対するG47Δの投与は、手術室において、被験者の腫瘍内にG47Δの入った緩衝液（以下「G47Δ液」という。）を定位脳手術により注入することによって行う。被験者の頭蓋骨に開けた直径約12㎜の骨穴から、定位手術装置に装着した専用の注入針を刺入し、用手的に遅い速度でG47Δ液を注入する。注入後は注入針をそのままの位置で数分間保持した後、遅い速度で抜去する。特に脳表からの抜去は慎重に行い、G47Δ液の漏出およびエアロゾル化を防止する。G47Δ液を予定量全て投与後は速やかに閉創する。

なお、頭部の周辺には布を二重に敷き詰める。

(6)　被験者へのG47Δ液の投与終了後、被験者の創部を消毒薬にて消毒してガーゼで覆い、さらに頭部をキャップで覆う。ウイルス漏出予防のためにマスクを着用した被験者を、手術室から環境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない個室（以下単に「個室」という。）に移送する。

(7)　(5)及び(6)で用いたシリンジ等の器具、布及びガーゼ類は、ウイルスの不活化を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。これらのウイルスの不活化を手術室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。術後の手術室は、床を消毒薬で拭き清掃する。

なお、手術室内の空気は換気により約5分間に1回（1時間に約12回）入れ替わる。

(8)　投与後72時間、被験者を個室内で管理する。検査等の目的で被験者が一時的に手術室外又は個室外の開放系区域に出る場合には、採血や排泄等を最小限に留め、マスク着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。

(9)　個室内における管理期間中の被験者の排泄物は、ウイルスの不活化を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。また、研究用検体として使用する被験者の血液及び尿の取扱いは、G47Δ溶液の取扱いに準じる。

(10)　個室内における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物に接触した器具等は、ウイルスの不活化を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄するか、又は十分に洗浄する。これらのウイルスの不活化を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(11)　個室内における被験者の管理を終了する前に、被験者の血液、唾液及び尿中のG47Δが陰性であることを確認する。G47Δが検出されたときは、それが消失するまでの期間、個室内における管理を継続する。

(12)　個室内における管理終了後に被験者の血液、唾液又は尿中からG47Δが検出された場合には、直ちに被験者を個室内における管理下に移し、(8)から(10)までと同様の措置を執る。

(13)　G47Δ脳内投与後G47Δが脳病巣内に存在していると推定される期間内に、病状の悪化等により、G47Δ投与目的以外の開頭手術等を行う場合には、(5)から(12)までと同様の措置を執る。

○農林水産省告示第二千三百八十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十五年七月二日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日　　農林水産大臣　林　芳正

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23298	フェンピラザミン水和剤	ピクシオＤＦ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23299	フルオピラム水和剤	オルフィンフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・プリンツ

○農林水産省告示第二千三百八十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十五年七月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日　　農林水産大臣　林　芳正

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23300	ｄ―リモネン乳剤	カダン　オレンジパワー	東京都千代田区神田美倉町11番地　フマキラー株式会社　代表取締役社長　大下一明
23301	トリホリン乳剤	微量注入用ウッドキングＤＡＳＨ	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

○農林水産省告示第二千三百八十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十五年七月二十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日　　農林水産大臣　林　芳正

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23302	クロラントラニリプロール・ピメトロジン・チアジニル粒剤	ブイゲットフェルテラチェスＬ粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一